

資源物集団回収推進事業について

1 資源物の集団回収活動とは

自治会・子ども会・老人会など、市民により構成された団体が、自主事業として家庭から出る資源物を回収し、団体が契約した指定回収者へ引き渡すことで、ごみの減量と資源の再利用を促進する活動です。

市内在住で営利を目的としないこと、かつ、資源物の集団回収を定期的に行うことを要件に、回収重量に応じて、市から団体に報償金が交付されます。報償金は、清掃美化活動費や団体の運営費など、さまざまなことに活用できます。

2 報償金の対象となる資源物について

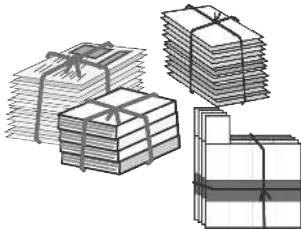
家庭から出される紙類、びん類、金属類、布類で、再利用が可能なものが報償金の対象になります。

報償金の対象となるもの

※ただし、指定回収者により取扱品目が異なります

家庭から出る資源物のみ

紙類



- 新聞
- 雑誌
- ダンボール
- 牛乳パック
- その他の紙

報償金単価
7 円 / k g

びん類



- 酒びん
- ビールびん
などの
リターナブルびん

1 本当たり
6 0 0 g に換算
報償金単価
7 円 / k g

金属類



- アルミ缶
- スチール缶

報償金単価
7 円 / k g

布類



- 衣類
(シャツ・トレーナーなど)
- 布類
(スーツ・タオルなど)

報償金単価
7 円 / k g

報償金の 対象外です！

事業所（店舗、事務所、会社、工場や病院、学校など）から出る資源物は対象外



△事業活動に伴うものは、事業者自らが適正に処理することが、法律で義務づけられています。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律・市条例）

事業所から資源物を譲り受け、集団回収の報償金を請求するのは、ルール違反です！



3 資源物集団回収 実施の流れ

4 月 中 ま た は 随 時	●<u>団体内での確認（実施内容の話し合い）</u> 今までの回収実績を振り返り、実施内容、実施手法、集積場所、指定回収者、報償金の使用用途などを話し合い、活動方法の確認や見直しを行いましょう。 ●<u>回収を依頼する指定回収者との打ち合わせ</u> 下記の内容等について、指定回収者と再確認を行ってください。 実施内容・・・日時、回数、回収する資源物 実施手法・・・ひもでしばる、透明か半透明の袋に入れるなどの排出方法 集積場所・・・ごみステーションを使用する場合は、ごみステーションの場所など 実施後の手続き等・・・担当者連絡先の交換、実施後の実績報告書等の受け渡し方法など ●<u>団体から市へ届出書の提出（例年2月下旬に市から更新の通知を送っています。）</u> 今回送付した「令和7年度資源物集団回収団体届出書」と必要書類を市へ提出します。 令和6年度と内容に変更がない場合も、必ず提出してください。提出締切：令和7年4月25日（金）															
↓ 実 施 前	●<u>集団回収実施のお知らせ（周知）</u> 実施内容、実施手法、集積場所等を団体の皆さんに周知します。 日時の間違いや、回収する資源物以外の品物が出されないよう、お知らせは正確に行いましょう。															
↓ 実 施 日	●<u>集団回収の実施</u> 指定回収者への引渡しの際には、できる限り立ち会い、品目や数量をお互いに確認しましょう。															
↓ 実 施 後	●<u>指定回収者から「資源物集団回収実績報告書」と「計量票」を受け取る</u> 「資源物集団回収実績報告書」に記載してある数量と「計量票」の数量は合っているか、「計量票」が不足していないかなど、書類の内容をよく確認してください。 ●<u>市へ「資源物集団回収実績報告書」を提出</u> 「資源物集団回収実績報告書（実施団体申請用）」の表面右上に、「登録番号、実施団体名、代表者氏名、代表者住所」を記入、左上に提出日を記入、裏面に「計量票」を貼付し、提出します。 市ごみ減量課への提出期限は、集団回収実施日の翌月10日です。 市では、実施団体から提出された実績報告書をもとに指定回収者へ補助金を交付しています。提出が遅れますと、指定回収者へ補助金をお支払いできない場合があります。 ●<u>団体内での確認（回収結果の報告）</u> 会員や地域の皆さんに、回覧板等で回収結果をお知らせしましょう。															
↓ 報 償 金 の 交 付	●<u>市から団体へ報償金の交付（年3回）</u> 「資源物集団回収実績報告書」に基づき、団体指定の口座へ報償金を振込みます。 <table> <tr> <td>令和7年度 第1期</td> <td>令和7年 1月～</td> <td>4月実施分</td> <td>⇒</td> <td>6月下旬に振込</td> </tr> <tr> <td>令和7年度 第2期</td> <td>5月～</td> <td>8月実施分</td> <td>⇒</td> <td>10月下旬に振込</td> </tr> <tr> <td>令和7年度 第3期</td> <td>9月～</td> <td>12月実施分</td> <td>⇒</td> <td>令和8年 2月下旬に振込</td> </tr> </table> 提出が遅れますと、報償金をお支払できない場合があります。 必ず期限を守って、ご提出をお願いいたします。	令和7年度 第1期	令和7年 1月～	4月実施分	⇒	6月下旬に振込	令和7年度 第2期	5月～	8月実施分	⇒	10月下旬に振込	令和7年度 第3期	9月～	12月実施分	⇒	令和8年 2月下旬に振込
令和7年度 第1期	令和7年 1月～	4月実施分	⇒	6月下旬に振込												
令和7年度 第2期	5月～	8月実施分	⇒	10月下旬に振込												
令和7年度 第3期	9月～	12月実施分	⇒	令和8年 2月下旬に振込												

4 資源物集団回収実績報告書 提出のポイント



必ず、1枚目の実施団体申請用をご提出ください

※実績報告書は3枚複写式です

(2枚目：実施団体控用は大切に保管してください)

(3枚目：指定回収者の控えです)

資源物集団回収実績報告書 (実施団体申請用)

提出前に忘れずに
ご記入ください！

下記のとおり資源物集団回収を実施したので
実績を報告いたします。

令和 ×× 年 ×× 月 ×× 日

登録番号 8888

実施団体名 ごみげん子ども会

代表者氏名 五味尾 減太

代表者住所 宇都宮市旭1-1-△▼

団体名				業者番号 ()			
実施日							
回収方法							
業者記入欄							
品目	数量	単価	金額	品目	数量	単価	金額
新聞紙	350 kg	円	円	アルミ缶	kg	円	円
雑誌	220			金			
ダンボール	90			スチール缶			
紙パック				属			

※計量票を忘れずに裏面に貼付

記載漏れや間違いがないかチェックして、
実施日の翌月10日までに提出しましょう！

提出が遅れると・・・

- ・実施団体への報償金
 - ・指定回収者への補助金
- のお支払いができない場合があります。
回収をお願いしている指定回収者のためにも、
期日を守って提出しましょう！



2025/04/25

計量票 ごみげん子ども会

新聞 350kg
雑誌 220kg
ダンボール 90kg
正味重量計 660kg

●集団回収を実施したら・・・

①「資源物集団回収実績報告書」(実施団体申請用と実施団体控用)

②「計量票(仕切書, 検量書, 等)」

を回収業者から受取り、記載に間違いがないかチェックしてください。

計量票が複数枚になる場合は、合算した量で記載されているか確認してください。

●重量の確認ができれば

計量票を「実績報告書(実施団体申請用)」の裏面にのりで貼り付けてください。

報償金の支払いには、計量票の重量が必要となりますので、裏面にのりでしっかりと貼り付けてください。計量票の紛失につながりますので、クリップやホチキスではとめないよう、お願いいたします。

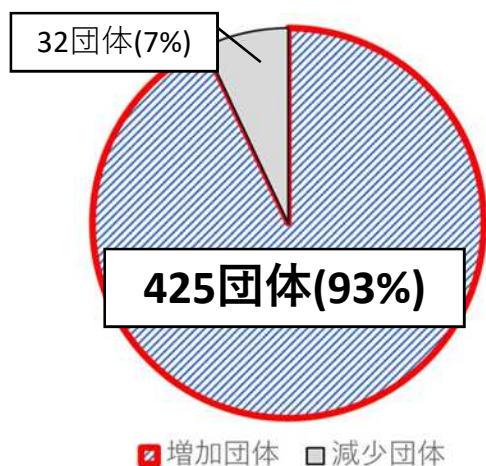
●「実施報告書(実施団体申請用)」にもれなく記入・計量票を添付したら

実施日の翌月10日までに、ごみ減量課へ届くよう提出してください。

報償金単価2円アップしたこと等による効果

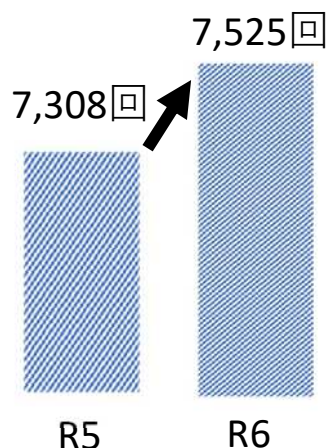
令和6年4月1日以降の集団回収実施分から、報償金単価を5円から7円に引き上げたこと等による効果について紹介します。

【報償金額が増加した団体数(※1)】



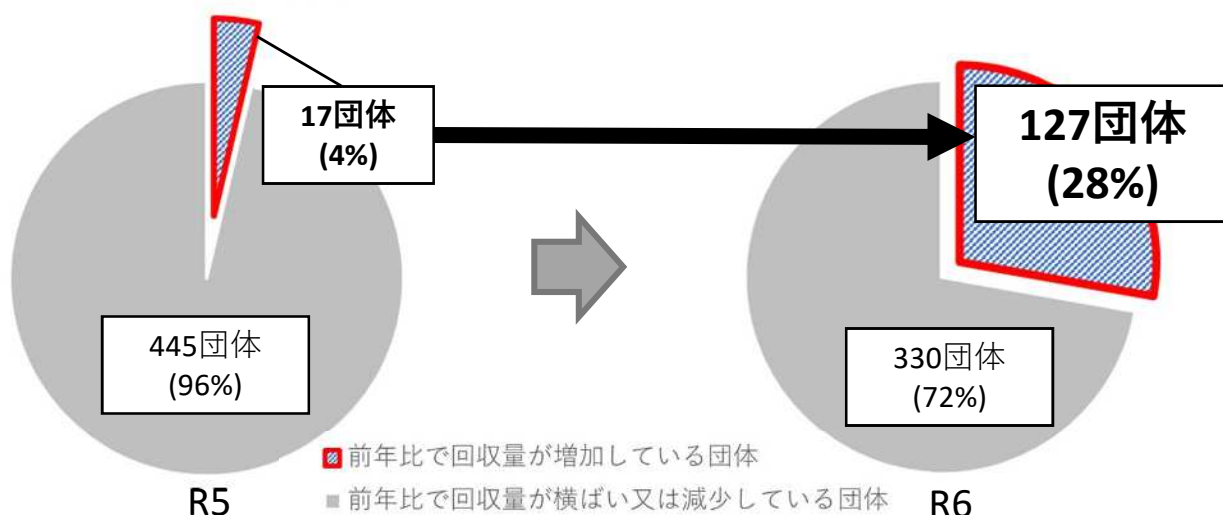
457団体のうち約9割の425団体で報償金額が増加

【実施回数の変化(※2)】



前年に比べて実施回数は217回増加

【回収量が増加した団体の変化(※1)】



前年に比べて回収量が増加した団体は4%から28%へ増加(24%アップ)

(※1) R5.4月-12月及びR6.4月-12月実績を比較

(※2) R5.1月-12月及びR6.1月-12月実績を比較

より活動を活性化させるには…

集団回収を活性化させるための取組事例

回収量を増やすために、どのような工夫をしているのか、各団体の取組事例を紹介します。取組事例を参考にいただき、各地域で実践してみましょう。

■回収量を増やすための取組事例

Q. どのような工夫をしていますか？

地域の回覧で実施日時や回収品目をお知らせしています。回収量や報償金額、使い道も併せて回覧することで、地域の皆さんの参加意欲につながっていると思います。



指定回収者と打合せをして、他に増やせる回収品目がないか確認しています。

回収重量を増やせるよう「金属類」を積極的に出して貰うよう回覧板で呼びかけています。



➤ あくまで一例です。地域の状況を踏まえ、指定回収者と条件のすり合わせや相談をしてみましょう！

■実施団体に聞いた！集団回収でイコトたくさん

Q. 報償金の使い道は？

報償金の有効活用

報償金は、公民館の花壇整備や地域の夏祭りで子供たちに配る景品、防災備品などに充てています。



Q. どんな効果がありましたか？

集積所が公民館なので、資源物を出しに行く際に、地域の方とコミュニケーションを図れ、地域内の繋がりを感じられます。



地域活動の活性化

皆様の地域で実施している効果的な取組例等をぜひご紹介ください！

▼お問い合わせ先

ごみ減量課 ☎：028（632）2414、FAX：028（632）3316

集団回収に関するお知らせ

1 団体届出書の申請内容を変更した場合は、ご連絡ください

- 【例】・代表者や担当者が変更になった
・指定回収者が変更になった
・口座が変更になった など

⇒変更届出書の提出が必要となります。

※口座変更の場合は、通帳の写しが必要です。

年度切り替え時に、口座名義変更に伴う振込不能となる場合がありますので、速やかに申請ください。

2 資源物の持ち去りにご注意ください

ごみ減量課では、日頃から資源物の持ち去りに対する、市内巡回パトロールを行うとともに、持ち去り者を見かけた方から通報を受けた対象地区の早朝パトロールを行い、持ち去り者に対する指導を行っています。

地域で資源物の持ち去り対策を講じたにも関わらず、持ち去り行為が収まらない場合、下記の情報を確認し、ごみ減量課までご連絡ください。

確認事項

- ・持ち去り行為を目撃した場所、時間帯、車の種類や色・車両ナンバー
- ・持ち去り行為を行った者の特徴
- ・どの方角から来てどの方角へ去って行ったか など

▼お問い合わせ先 ごみ減量課

☎：028（632）2414、FAX：028（632）3316

令和7年度 年間スケジュール（予定）

○4月25日 「資源物集団回収団体届出書」提出締切

※ 郵送の場合は当日消印有効

地区市民センター等に提出する場合は当日受付有効

○6月下旬 第1期報償金支払い（令和7年1～4月実施分）

○10月下旬 第2期報償金支払い（令和7年5～8月実施分）

○2月下旬 第3期報償金支払い（令和7年9～12月実施分）

「令和8年度 資源物集団回収団体届出書」更新の連絡